

「ひょうごスポーツ応援部」運営規約

第1条(会の目的)

兵庫県内でのスポーツ活動を、イベントや情報提供、活動現場へのアスリートや専門家の派遣などを通じて、指導員や保護者の知識や技術向上への支援、競技者(主に部活動や地域のクラブチームで活動している子供達)の心と体を成長させるための支援活動を行うことを目的とし、2023年5月20日に設立する。

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

ひょうごスポーツ応援部

第3条(活動・事業)

本会の目的を達成するために次の活動を行う。ただし以下には限らない。

- 1) 現役で活躍するアスリートと競技者が一緒にスポーツを楽しみ、プロの技術を体感するイベントの企画・運営
- 2) 主に指導者や保護者を対象とした、メンタル、食事、トレーニング、応急処置など知識向上を目的としたイベントの企画。運営。
- 3) 上記を普及させるためのホームページやソーシャルメディアを利用した広報活動

第4条(事務局所在地)

本会の事務を処理するため、事務局を以下に置く。

〒673-0044 兵庫県明石市藤江888-89-609

第5条(会員)

本会の会員は次の種類とする

- 1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする

第6条(入会)

入会については、所定の入会申込書を代表に提出し、役員承認を得るものとする。

第7条(退会)

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会できるものとする。
会員が次のいずれかに該当するときには退会したものとみなす。
・本人が死亡したとき

第8条(役員)

本会に以下の役員を置く。

代表理事	1名
副代表理事	1名
事務局長	1名
理事	若干名
会計	1名
監査	1名

役員は会員の互選により選出する。

第9条(役員の任期)

役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任の残任期間とする。
役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第10条(職務)

代表理事は本会を代表し、円滑な運営に努める。
副代表理事は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。
事務局長は
理事は事業に関する企画、遂行に当たる。
会計は本会の金銭出納など会計事務にあたり、必要に応じて会計報告をする。
監査は会計監査を行う。

第11条(相談役及び顧問)

本会に、相談役及び顧問をおくことができる。
相談役及び顧問は代表が会員にはかり、これを推薦する。
相談役及び顧問は、代表理事の要請があったときは、役員会に出席し重大な事項について適切な助言を行う。

第12条(解任)

役員が次のいずれかに該当するときは、代表者会議の議決により解任することができる

- 1) 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない飛行があると認められるとき。

第13条(運営)

(役員会)本会の役員会は役員を持って構成し、年1回の役員会を開催する。ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。役員会では総会の決議した事項の執行に関する事項及びその他総会の決議を要しない業務の執行に関し議決する。

(総会)本会の総会は正会員を持って構成し、年1回の総会を開催する。ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。総会は、会則の変更、役員を選任または解任、規約の改定、予算の立案、解散、事業の変更、事業報告及び収支決算報告、その他本会の運営に関する重要事項の決定などを会員による運営会議によって決定し、円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。総会の議事については議事録を作成する。

第14条(経費など)

本会の活動を円滑に進めるための事業費は、イベント参加費、協賛金、補助金、助成金その他の収入をもってあてる。

第15条(事業報告及び決算)

代表は、毎年事業終了後1ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査の承認を経て総会の承認を得なければならない。

第16条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の役員、職務とする。

代表理事	近藤ひふみ	〒650-0003	神戸市中央区山本通5-10-2 柏木マンション201
副代表理事	三上直美	〒673-0044	明石市藤江888-89 アルファライブ西明石609
特別顧問	植月正章	〒657-0022	神戸市灘区土山町16-1 トラストグレイス御影3-410
顧問	半田泰文	〒657-0018	神戸市灘区水車新田宮坂108 トーカン六甲マンション203
事務局長	下坂斉司	〒658-0015	神戸市東灘区本山南8-3-1 1020号
理事	西田明男	〒650-0025	神戸市中央区相生町5丁目14-19 1104号
理事	佐野俊之	〒657-0815	神戸市灘区薬師通2-3-8
理事	小林善彦	〒658-0052	神戸市東灘区住吉東町3-7-27
会計	神並知香子	〒558-0045	大阪市住吉区住吉1-11-19
監査	西原春美	〒567-0804	茨木市総持寺台7番109

2. この規約は2023年5月20日から適用する。